

事務局だより I

怒れ！ 高松市民

(No. 8)



12月3日（木）高松市役所健康福祉部長室にて、県ろうあ協会近藤会長以下8名の県・高松協会役員や会員が出席して近藤会長より香西信行健康福祉部長に署名用紙を添えて要望書を提出しました。

高松市議会が12月4日から開かれることもあり、高松市長に直接要望書を手渡すことができなかったのはとても残念ですが、健康福祉部長に要望事項である4項目について、近藤会長より説明いたしました。

また、会員からは自分が経験した困っている実情を訴えるなど具体的な例を説明しました。

署名総数	11,612名
高松市民	高松市民外
6,277名	5,335名

当日は、NHK高松放送局・RSK山陽放送・OHK岡山放送・四国新聞社・毎日新聞社の取材がありました。

健康福祉部長は、「他市町の例も参考に運用実態を検証し年明けの1月以降にろうあ協会と協議の場を持ちたい。」との話がありました。

今後も高松市当局と協議を重ねて改善に向けた取り組みを行います。

高松市に提出した要望内容は、以下のとおりです。

（要望の趣旨）

私ども社団法人香川県ろうあ協会では、香川県内に在住する聴覚障害者の生活と権利を守るとともに、聴覚障害者に対する社会一般の認識を高めるための諸事業を行い、福祉の発展と充実を図ることを目的に活動を行っております。

2006年4月、障害者自立支援法が施行されてから三年が経過し、私達聴覚障害者を取り巻く環境は施行前と比べて大きく後退しました。聴覚に障害がある私達が、社会の中で自立した生活や社会参加をするためには、「コミュニケーション」という大きな壁があります。

2006年12月、国連総会で「障害者権利条約」を採択しました。この条約は世界各国の障害者団体のNGOも参加し主張が反映された条約になっています。この「障害者権利条約」が目指しているのは、すべての障害者が、そしてすべての人が住みやすい社会です。私達の町で、障害のある人もない人も、共に暮らすこと。職場や学校で、障害のある人もない人も、共に働き、学ぶこと。それがあたりまえな社会です。そんな誰もが、あたりまえに生活し、行動し、参加できる社会です。

事務局だよりⅡ

しかし、耳の聞こえない私達は、誰かと話す時にも手話通訳や要約筆記が必要なのです。それは、あらゆる生活場面で必要となります。現在、高松市が定めている「高松市地域生活支援事業（手話奉仕員派遣事業・要約筆記奉仕員派遣事業）実施要綱」では、その利用に様々な制限が設けられており、私達の自立した生活や社会参加を著しく阻害しているのです。

「コミュニケーション」は、人が人らしく生きるために必要不可欠なものであり、日本国憲法で保障されている基本的人権の保障でもあります。

社団法人香川県ろうあ協会は、聴覚障害者の自立した生活と社会参加の増進を願い、真に障害のない人と同様な社会生活が送れるように不便な思いをする聴覚障害者をなくするために、「高松市地域生活支援事業（手話奉仕員派遣事業・要約筆記奉仕員派遣事業）実施要綱」の改正と適正な事業を実施されますことを切に願い、ここに11,612名の署名を添えて要望いたします。

（要望事項）

1. 派遣の範囲を高松市内に限定せず日本国内として下さい。

実施要綱第5条では、「奉仕員の範囲は、本市の区域内とする。ただし、市長が特に必要であると認める場合は、この限りでない。」

現在、高松市外の派遣に関しては運用で対応されておりますが、運用ではなく実施要綱に明記して下さい。聴覚障害者の行動も高松市内のみならず、県内外に出かける機会も多くあり、その際にいつ手話通訳が必要となるかわかりません。高松市民が安心して暮らせるように早急に対応されますようお願いいたします。

2. 聴覚障害者団体の学習会等行事にも手話通訳者を派遣して下さい。

実施要綱第2条第1項第2号では、「市または聴覚障害者等の福祉を目的とする団体が主催する行事で、市長が適当と認めるものへの参加」

聴覚障害者団体が主催する行事等では、手話通訳者がいなければ情報保障がなく十分な学習会等も開催できず情報不足になりがちな聴覚障害者の生活に重大な影響を及ぼすことにもなりかねません。第2条の派遣対象者に聴覚障害者団体を明記するなど派遣対象を見直して下さい。

3. 実施要綱記載の「外出」の文言及び派遣対象の取扱い等を撤廃して

あらゆる場面に派遣対応できるようにしてください。

コミュニケーションが必要となる場面は、外出に限りません。日常生活のあらゆる場面でコミュニケーションは必要となります。最近では、悪質業者の訪問販売など、手口が巧妙でコミュニケーションが不自由な聴覚障害者が被害に遭う可能性は極めて高く、自宅にいながらも業者との契約や取扱説明など手話通訳はなくてはならないものです。

実施要綱中の「外出」の文言は全て撤廃して下さい。

また、派遣対象の取扱いでは、手話通訳派遣の対象内容が著しく制限されており利用できません。利用できるものを限定するのではなく真に自立と社会参加が促進できるように派遣対象の取扱いを撤廃して下さい。

事務局だよりⅢ

4. 土日夜間等の緊急派遣対応を早急に対応して下さい。

派遣対象の取扱いでは、「夜間・休日における緊急の派遣申請については、平日昼間と異なる番号へFAX送信することにより受け付ける。」となっているにも関わらず、なんら対応をしていないのは容認できません。対応出来る事業所への委託変更等も含めて早急に対応して下さい。

「高松市の手話通訳派遣を考える会」

〒761-8074 高松市太田上町405-1 社団法人香川県ろうあ協会内
TEL 087-868-9200 FAX 087-868-9201
ホームページ：<http://www.chosyo-center.com/roua/index.html>

香川県身体障害者福祉大会が開催される



去る、12月4日(金)三木交流文化プラザにおいて、香川県身体障害者福祉大会が開催され、私は県ろうあ協会からのご推薦をいただき、「更生援護功績賞」を受賞しました。今年は身体障害者福祉法制定60周年ということで、その記念すべき年に表彰していただいたことはとても嬉しく、本当にありがとうございました。

今まで手話サークル等で手話の普及に努め、各種ゲートボール大会には毎年参加するなど、頑張ってきました。

私も今年84歳になります。最近は膝が痛く、階段の上り下りや坂道を歩くことが辛くなっています。しかし、それを年のせいにはせず、身体の不具合と上手に付き合いながら楽しく余生を送りたいと思っています。今後ご指導をよろしくお願いいたします。

全日本ろうあ連盟からのお知らせ

聴力障害新聞 年末年始セール 1月31日までの期間限定!

《縮刷版》

第4～8巻セット 定価21,700円+送料のところ **7,500円**(税込) 送料・税込

第9巻 好評発売中 2001年1月～2005年12月分収録 **5,250円**(税込) セール期間中送料 無料

CD-ROM版 2003年1月～2005年12月分収録 **3,675円**(税込) セール期間中送料 無料

◆お問い合わせ・お申し込みは◆
全日本ろうあ連盟京都事務所
FAX: 075-441-6147
TEL: 075-441-6079
メール: jdn@jfd.or.jp
ウェブサイト: <http://jdn.jfd.or.jp>

記事の検索がカンタン!
文字の拡大も自由自在!

漫画 「紙の機関車」 定価700円が **500円** (送料・税込)

1冊でもお買い得!

◆第4巻 定価4,100円 → 特価 2,000円
◆第5巻 定価4,100円 → 特価 2,000円
◆第6巻 定価4,500円 → 特価 2,500円
◆第7巻 定価4,500円 → 特価 2,500円
◆第8巻 定価4,500円 → 特価 2,500円